

- ・日本在住者が香港の銀行（HSBC銀行・シティ銀行・恒生銀行）に口座があった。
- ・香港法人の株主が亡くなつた。
- ・主人が駐在中に亡くなつた。
- ・香港で弁護士に依頼したものが、その後放棄された。
- ・日本の銀行口座や金融機関であれば、遺言書があれば遺言書に従い、遺言書が無ければ、相続人同士で遺産分割協議を行い、遺産分割協議書により金融機関からお金引き出すことが可能です。その一方、香港では例え相続争いがなかつたとしても、日本での遺産分割協議書（例え翻訳されていたとしても）は全く意味がなく、15万香港ドル以上の資産が香港にある場合は、必ず香港の裁判手続き（プロベイト）が必要となります。香港にある預貯金、不動産、法人等の資産は、必ず裁判所の許可を受けなければ移動や譲渡することができません。香港人が香港で亡くなつた案件と異なり、香港に資産がある日本人が亡くなられた場合、国がまたがるため、法律と言葉の壁とギャップがあり非常に面倒な手続きとなります。当事務所で承つた印象的なケースは以下の通りです。

日本の銀行口座や金融機関であれば、遺言書があれば遺言書に従い、遺言書が無ければ、相続人同士で遺産分割協議を行い、遺産分割協議書により金融機関からお金引き出すことが可能です。その一方、香港では例え相続争いがなかつたとしても、日本での遺産分割協議書（例え翻訳されていたとしても）は全く意味がなく、15万香港ドル以上の資産が香港にある場合は、必ず香港の裁判手続き（プロベイト）が必要となります。香港にある預貯金、不動産、法人等の資産は、必ず裁判所の許可を受けなければ移動や譲渡することができません。香港人が香港で亡くなつた案件と異なり、香港に資産がある日本人が亡くなられた場合、国がまたがるため、法律と言葉の壁とギャップがあり非常に面倒な手続きとなります。当事務所で承つた印象的なケースは以下の通りです。

— 取締役および株主を務めていた方が亡くなられたケース

その手続きの複雑さからか2件の香港の法律事務所が投げ出し、3年近く相続手続きに時間がかかっていました。弊務所は、会社側の弁護士として雇われたのですが、相続手続きがなかなか終わらないので、その間のビジネス運営にも支障をきたすレベルでした。

— 取締役および株主を務めていた方が亡くなられたケース

日本の場合は、被相続人が亡くなった時点で、被相続人の財産が相続人全員の共有となり、相続人間の合意や遺言書の内容に基づき相続人全員の共同作業により相続財産の分配がなされます。一方、英國法の流れを受け継ぐ国々では、相続開始時点で資産が凍結され、遺言執行人や遺産管理人が管理する形となります。遺言書の有効性の確認、相続人の確定などを遺産承弁署からの審問に答える必要があります。このプロベートが完了してようやく遺産を動かすことができます。



筆者紹介

ANDY CHENG 鄭國有
弁護士（香港、大湾区（GBA）、
英国）中国委託公証人

アンディ・チエン法律事務所代表

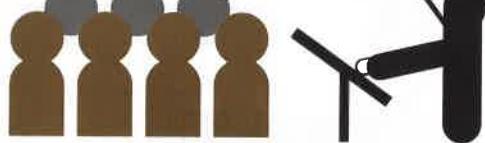
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、魔應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めている。日本語堪能

www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

- ⚠ こんなことでお困りではありませんか。
- » 香港でビジネスのトラブルに巻き込まれた。
 - » 相手側から契約書を渡されました。サインして大丈夫？
 - » 念のために契約書を作成したい。
 - » 売掛金の回収ができない……。
 - » 香港に資産がある方が亡くなりになった。
 - » 従業員をリストラしたいが、どうしたら良いでしょうか。

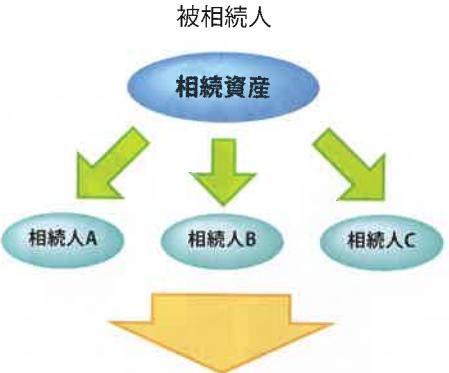
中小企業のための法務講座

法務講座



香港にある資産の相続手続き（Probate プロベイト）①

日本での相続手続き



香港での相続手続き

